

財 務 諸 表 等

令 和 7 年 度

(第 12 期 事 業 年 度)

自 令 和 7 年 4 月 1 日

至 令 和 8 年 3 月 31 日

地方独立行政法人 市立秋田総合病院

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	4
キャッシュ・フロー計算書	5
損失の処理に関する書類	6
行政コスト計算書	7
注 記 事 項	8
附 属 明 細 書	
(1) 固定資産の取得および処分、減価償却費(「第85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」および「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細	16
(2) 棚卸資産の明細	17
(3) 有価証券の明細	18
(4) 長期貸付金の明細	20
(5) 長期借入金の明細	21
(6) 移行前地方債償還債務の明細	22
(7) 引当金の明細	23
(8) 運営費負担金債務および運営費負担金収益の明細	24
(9) 運営費交付金債務および運営費交付金収益の明細	25
(10) 運営費負担金および運営費交付金以外の地方公共団体等からの財源措置の明細	26
(11) 役員および職員の給与の明細	28
(12) 開示すべきセグメント情報	29
(13) 医業費用および一般管理費の明細	30
(14) 上記以外の主な資産、負債、費用および収益の明細	32
添 付 資 料	
決算報告書	(別冊)
事業報告書	(別冊)

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月 31日現在)

【地方独立行政法人 市立秋田総合病院】

(単位:円)

科 目	金 額
資産の部	
I 固定資産	
1 有形固定資産	
土地	424,112,000
建物	15,028,559,189
建物減価償却累計額	△ 2,558,073,514
構築物	482,724,452
構築物減価償却累計額	△ 71,624,255
器械備品	6,752,648,222
器械備品減価償却累計額	△ 4,621,458,301
車両	15,017,462
車両減価償却累計額	△ 14,584,127
有形固定資産合計	15,437,321,128
2 無形固定資産	
電話加入権	70,500
無形固定資産合計	70,500
3 投資その他の資産	
投資有価証券	1,906,150,026
職員長期貸付金	4,001,960
長期前払消費税等	1,176,121,105
その他投資	14,190
投資その他の資産合計	3,086,287,281
固定資産合計	18,523,678,909
II 流動資産	
現金及び預金	1,155,198,113
有価証券	100,000,000
医業未収金	1,999,664,472
貸倒引当金	△ 27,365,000
未収金	64,503,469
医薬品	43,898,776
診療材料	9,805
貯蔵品	4,735,873
その他流動資産	1,127,180
流動資産合計	3,341,772,688
資 産 合 計	21,865,451,597

(単位:円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 固定負債		
資産見返負債(注)		
資産見返運営費負担金(注)	173,586,460	
資産見返補助金等(注)	148,893,638	
資産見返寄附金(注)	6,325,002	
資産見返物品受贈額(注)	75	328,805,175
長期借入金		18,705,652,950
移行前地方債償還債務		229,423,025
引当金		
退職給付引当金	4,062,840,831	4,062,840,831
固定負債合計		23,326,721,981
II 流動負債		
預り補助金(注)		11,088,000
1年以内返済予定長期借入金		1,437,527,201
1年以内返済予定移行前地方債償還債務		58,881,327
未払金		855,447,264
未払消費税等		5,153,800
預り金		40,153,858
引当金		
賞与引当金	415,610,000	415,610,000
流動負債合計		2,823,861,450
負債合計		26,150,583,431
純資産の部		
I 資本金		
設立団体出資金		3,979,916,678
資本金合計		3,979,916,678
II 繰越欠損金		
当期末処理損失		△ 8,265,048,512
(うち当期総損失)	(△ 997,890,361)
繰越欠損金合計		△ 8,265,048,512
純資産合計		△ 4,285,131,834
負債純資産合計		21,865,451,597

(注)これらは地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損 益 計 算 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

【地方独立行政法人 市立秋田総合病院】

(単位:円)

科 目	金 額	
営業収益		
医業収益		
入院収益	8,227,796,512	
外来収益	3,798,280,190	
その他医業収益	236,836,757	
保険等査定減	△ 18,572,631	12,244,340,828
運営費負担金収益(注)		885,301,000
運営費交付金収益(注)		102,211,000
補助金等収益(注)		202,999,279
寄附金収益(注)		790,366
資産見返運営費負担金戻入(注)		785,316,542
資産見返補助金等戻入(注)		59,561,913
資産見返寄附金戻入(注)		642,624
営業収益合計		14,281,163,552
営業費用		
医業費用		
給与費	6,714,387,058	
材料費	3,684,174,913	
経費	2,022,863,438	
減価償却費	1,727,695,950	
資産減耗費	2,800,369	
研究研修費	29,363,237	
長期前払消費税等償却	175,092,203	
雑損失	572,911,994	14,929,289,162
一般管理費		
給与費	276,493,336	
経費	72,540,433	
減価償却費	12,216,652	361,250,421
営業費用合計		15,290,539,583
営業損失		△ 1,009,376,031
営業外収益		
運営費負担金収益(注)		94,647,000
財務収益		16,138,768
その他営業外収益		81,166,779
営業外収益合計		191,952,547
営業外費用		
財務費用		179,964,736
雑損失		502,105
営業外費用合計		180,466,841
経常損失		△ 997,890,325
臨時損失		
固定資産除却損		36
臨時損失合計		36
当期純損失		△ 997,890,361
当期総損失		△ 997,890,361

(注)これらは地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

【地方独立行政法人 市立秋田総合病院】

(単位:円)

	I 資本金		II 繰越欠損金			純資産合計
	設立団体 出資金	資本金 合計	当期末処理損失	うち当期総損失	繰越欠損金 合計	
当期首残高	3,979,916,678	3,979,916,678	△ 7,267,158,151	-	△ 7,267,158,151	△ 3,287,241,473
当期変動額						
I 資本金の当期変動額						
II 繰越欠損金の当期変動額						
(1) 利益の処分又は損失の処理						
損失処理による取り崩し						
(2) その他						
当期純損失			△ 997,890,361	△ 997,890,361	△ 997,890,361	△ 997,890,361
当期変動額合計	0	0	△ 997,890,361	△ 997,890,361	△ 997,890,361	△ 997,890,361
当期末残高	3,979,916,678	3,979,916,678	△ 8,265,048,512	△ 997,890,361	△ 8,265,048,512	△ 4,285,131,834

キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

【地方独立行政法人 市立秋田総合病院】

(単位:円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	△ 4,005,424,899
人件費支出	△ 6,909,782,958
その他業務支出	△ 2,719,792,015
医業収入	12,507,875,802
運営費負担金収入	1,710,187,000
運営費交付金収入	102,211,000
補助金等収入	213,021,139
寄附金収入	7,690,366
その他業務収入	112,364,173
小計	1,018,349,608
利息受取額	16,131,405
利息支払額	△ 179,964,736
業務活動によるキャッシュ・フロー	854,516,277
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 125,644,398
運営費負担金収入	11,882,000
補助金等収入	25,465,000
有価証券の償還による収入	155,466,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	67,169,002
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金による収入	59,600,000
1年以内返済予定長期借入金の返済による支出	△ 1,383,339,701
1年以内返済予定移行前地方債償還債務の償還による支出	△ 57,856,398
短期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,381,596,099
IV 資金増加額(△は資金減少額)	△ 459,910,820
V 資金期首残高	1,615,108,933
VI 資金期末残高	1,155,198,113

損失の処理に関する書類

【地方独立行政法人市立秋田総合病院】

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処理損失	8,265,048,512
当期総損失	997,890,361
前期繰越欠損金	7,267,158,151
II 損失処理額	
III 次期繰越欠損金	8,265,048,512

行政コスト計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

【地方独立行政法人市立秋田総合病院】

(単位:円)

科 目	金 額	
I 損益計算書上の費用		
医業費用	14,929,289,162	
一般管理費	361,250,421	
財務費用	179,964,736	
雑損失	502,105	
臨時損失	36	
損益計算書上の費用合計		15,471,006,460
II その他行政コスト		
その他行政コスト合計		0
III 行政コスト		15,471,006,460

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費負担金収益および運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

ただし、地方債利息等償還金等については費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建 物	5年～39年
構築物	4年～50年
器械備品	4年～15年
車 両	2年～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込み額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4 退職給付に係る引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5 貸倒引当金の計上基準

医業未収金（患者負担分）の貸倒れによる損失に備えるため、債権の発生時点からの経過年数に応じて一般債権と貸倒懸念債権等とに区分し、区分ごとに設定した引当率により計算した回収不能見込額を計上しております。

6 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券は償却原価法（定額法）によっております。

7 棚卸資産の評価基準および評価方法

医薬品、診療材料および貯蔵品とも、最終仕入原価法に基づく低価法によっております。

8 収益および費用の計上基準

(1) 当法人の診療に係る収益

当法人の診療に係る収益は、主に社会保険診療報酬支払基金等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、患者に対して診療行為等のサービスを引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービスを実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

9 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、令和 4 年度新病院の完成に伴い、固定資産に係る控除対象外消費税額等は長期前払消費税等に計上し、資産購入費（器械備品）関係については 5 年間、建設改良費（新病院建物）関係については 18 年間で均等償却しております。

II 重要な会計上の見積り

1 会計基準に基づき識別した会計上の見積りの内容を表す項目名

固定資産の減損

2 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	15,437,321,128 円
無形固定資産	70,500 円
減 損 損 失	－ 円

3 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 財務諸表に計上した金額の算出方法

当法人は、法人全体を一体として運営しているため、全体で1つのキャッシュ・フローを生み出す固定資産グループとして管理しております。

減損損失額は、固定資産グループにおいて、業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、遊休資産および廃止の意思決定等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

(2) 財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の認識の判定および減損の測定に係る主要な仮定は、中期計画等を基礎とした将来キャッシュ・フローです。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の事業環境の変化、中期計画の変更等により、減損損失の算定に用いた主要な仮定に変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失が計上される可能性があります。

III 損益計算書関係

1 その他営業外収益には、建物貸付、駐車場利用料金や病児保育料などが含まれております。

2 雑損失には、針刺し検査等の病院負担費用などが含まれております。

IV キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,155,198,113 円
資金期末残高	1,155,198,113 円

(2) 重要な非資金取引

該当ありません。

V 行政コスト計算書関係

1 公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

行政コスト	15,471,006,460 円
自己収入等	△12,343,079,365 円
機会費用	<u>416,728,851 円</u>
公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して 住民等の負担に帰せられるコスト	<u>3,544,655,946 円</u>
(内数) 減価償却充当補助金	(844,878,455 円)

2 機会費用の計上方法

(1) 地方公共団体出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和8年3月末利回りを参考に2.345%で計算しております。

(2) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和8年3月末利回りを参考に2.345%で計算しております。

(3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、公営企業型地方独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

VI 退職給付関係

1 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,781,988,467 円
勤務費用	253,731,508 円
利息費用	68,075,792 円
数理計算上の差異の当期発生額	△345,035,937 円
退職給付の支払額	<u>△269,904,990 円</u>
期末における退職給付債務	<u>3,488,854,840 円</u>

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	3,488,854,840 円
未認識数理計算上の差異	501,432,666 円
未認識過去勤務費用	<u>72,553,325 円</u>
退職給付引当金	<u><u>4,062,840,831 円</u></u>

(3) 退職給付に関連する損益

勤務費用	253,731,508 円
利息費用	68,075,792 円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,523,451 円
過去勤務費用の当期の費用処理額	<u>△18,502,280 円</u>
合計	<u><u>298,781,569 円</u></u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している）

割引率 2.9%

VII オペレーティング・リース取引関係

該当ありません。

VIII 固定資産の減損関係

1 固定資産のグルーピングの方法

II 重要な会計上の見積り 3 (1) 財務諸表に計上した金額の算出方法をご参照ください。

2 共用資産の取扱いの方法

該当ありません。

3 減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(単位:円)

用途	種類	場所	帳簿価額
病院施設	土地	市立秋田総合病院 (秋田県秋田市川元 松丘町4番30号)	424,112,000
	建物		12,470,485,675
	構築物		411,100,197
	器械備品		2,131,189,921
	車両		433,335
	電話加入権		70,500

(2) 認められた減損の兆候の概要

当法人は、地域の中核病院として、急性期医療を担うとともに、公的医療機関としての使命を果たすことを目的に、がん診療をはじめとした高度・専門医療や小児・周産期医療などの提供に加え、救急医療、精神医療、結核医療、感染症医療などの政策医療を提供し、市民の健康の維持および増進に努めていますが、固定資産グループが使用されている営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっており、減損の兆候が生じております。

(3) 減損損失の認識に至らなかった理由

固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がそれぞれの帳簿価額を上回っているためです。

IX 金融商品関係

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債および政府保証債等に限定し、また、資金調達については、設立団体からの借入れおよび金融機関からの短期借入により資金を調達しております。

当法人が保有する金融資産は主として診療報酬債権であり、このうち患者に対する医業未収金に係る信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク管理を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金および短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額(※)
① 投資有価証券および有価証券	2,006,150,026	1,721,967,113	△284,182,913
② 長期借入金	(20,143,180,151)	(16,621,599,983)	(△3,521,580,168)
③ 移行前地方債償還債務	(288,304,352)	(290,475,321)	(2,170,969)

(※) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 投資有価証券および有価証券

国債は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

地方債および社債は取引先金融機関から提示された価格を用いて評価しております。これらは市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金および③移行前地方債償還債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金および移行前地方債償還債務には、1年以内返済予定の金額を含めて記載しております。

X 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

XI 収益認識に関する事項

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第 84 における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1) 収益の分解情報

当法人は診療業務を実施しており、事業の主なサービス等の種類は診療行為等のサービスであります。上記に係る収益は 12,244,340,828 円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針」の「8 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当ありません。

XII 資産除去債務関係

該当ありません。

XIII 重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払いが発生する重要なものは、以下のとおりです。

(単位：円)

契約内容	契約金額	翌事業年度以降の支払金額
物品調達管理業務および手術室支援業務委託	294,030,000	106,920,000
放射線治療システム〔ラディザクト〕保守委託	140,688,240	40,196,640
施設総合管理業務委託	1,968,894,400	650,312,960
医事業務委託	391,855,200	196,864,800
電子カルテシステム等保守管理業務委託	180,958,800	54,760,200
院内情報システム運用支援業務委託	109,454,400	13,681,800

XIV 重要な後発事象

該当ありません。

財 務 諸 表

(附屬明細書)

附属明細書

(1)固定資産の取得および処分、減価償却費(「第85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」および「第88 特定施設である有形固定資産の除却費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要	
					当期償却額	当期減損額					
有形固定資産 (減価償却費)	建物	15,028,559,189	0	0	15,028,559,189	2,558,073,514	699,763,158	0	0	12,470,485,675	
	構築物	482,724,452	0	0	482,724,452	71,624,255	25,659,085	0	0	411,100,197	
	器械備品	6,684,249,285	115,176,505	46,777,568	6,752,648,222	4,621,458,301	1,013,840,359	0	0	2,131,189,921	
	車両	15,017,462	0	0	15,017,462	14,584,127	650,000	0	0	433,335	
	計	22,210,550,388	115,176,505	46,777,568	22,278,949,325	7,265,740,197	1,739,912,602	0	0	15,013,209,128	
非償却資産	土地	424,112,000	0	0	424,112,000	0	0	0	0	424,112,000	
	計	424,112,000	0	0	424,112,000	0	0	0	0	424,112,000	
有形固定資産 合計	土地	424,112,000	0	0	424,112,000	0	0	0	0	424,112,000	
	建物	15,028,559,189	0	0	15,028,559,189	2,558,073,514	699,763,158	0	0	12,470,485,675	
	構築物	482,724,452	0	0	482,724,452	71,624,255	25,659,085	0	0	411,100,197	
	器械備品	6,684,249,285	115,176,505	46,777,568	6,752,648,222	4,621,458,301	1,013,840,359	0	0	2,131,189,921	
	車両	15,017,462	0	0	15,017,462	14,584,127	650,000	0	0	433,335	
計	22,634,662,388	115,176,505	46,777,568	22,703,061,325	7,265,740,197	1,739,912,602	0	0	15,437,321,128		
無形固定資産	電話加入権	70,500	0	0	70,500	0	0	0	0	70,500	
	計	70,500	0	0	70,500	0	0	0	0	70,500	
投資その他の 資産	投資有価証券	2,061,609,063	7,363	155,466,400	1,906,150,026	0	0	0	0	1,906,150,026	
	職員長期貸付金	4,128,200	668,200	794,440	4,001,960	0	0	0	0	4,001,960	
	長期前払消費税等	1,351,213,308	0	175,092,203	1,176,121,105	0	0	0	0	1,176,121,105	
	その他投資	14,190	0	0	14,190	0	0	0	0	14,190	(注1)
計	3,416,964,761	675,563	331,353,043	3,086,287,281	0	0	0	0	3,086,287,281		

(注1) 当期末残高は、リサイクル預託金であります。

(2) 棚卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他(注)		
医薬品	54,281,450	2,051,190,754	0	2,058,774,700	2,798,728	43,898,776	
診療材料	19,393	1,610,618,483	0	1,610,626,430	1,641	9,805	
貯蔵品	3,645,045	5,630,869	0	4,540,041	0	4,735,873	
計	57,945,888	3,667,440,106	0	3,673,941,171	2,800,369	48,644,454	

(注) 廃棄による棚卸資産減耗費を記載しています。

(3) 有価証券の明細

① 流動資産として計上された有価証券

(単位:円)

満期保有 目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた 評価差額	摘要
	秋田県平成28年度 第1回公募公債	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R9.3.25 利率0.205%
	計	100,000,000	100,000,000	100,000,000		
貸借対照表計上額合計				100,000,000		

② 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位:円)

満期保有 目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた 評価差額	摘要
	第12回大阪府公募公債(20年)	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0	償還日 R16.9.26 利率1.453%
	北九州市第18回20年公募公債	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R16.10.20 利率1.376%
	北海道平成26年度第12回20年公募公債(20年)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R16.12.26 利率1.303%
	兵庫県第1回20年公募公債(定時償還)	100,060,000	100,060,000	100,060,000	0	償還日 R17.5.25 利率0.696%
	北海道平成27年度第4回公募公債(20年)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R17.6.29 利率1.357%
	札幌市平成27年度第3回公募公債(20年)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R17.7.31 利率1.211%
	宮城県公募公債第1回1号(20年定時償還)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R17.12.14 利率0.550%
	北海道平成27年度第12回公募公債(20年)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R17.12.25 利率1.156%

満期保有 目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた 評価差額	摘要
	新潟県公債第27回4号(定時償還)	61,000,000	61,000,000	61,000,000	0	償還日 R18.4.30 利率0.250%
	札幌市平成28年度第1回公募公債(30年・定時償還)	68,334,600	68,334,600	68,334,600	0	償還日 R28.6.20 利率0.407%
	北海道平成28年度第3回公募公債(20年)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R18.6.30 利率0.363%
	横浜市第12回30年公募公債(定時償還)	68,334,600	68,334,600	68,334,600	0	償還日 R28.7.13 利率0.230%
	静岡県第5回公募公債(定時償還)	55,290,000	55,290,000	55,290,000	0	償還日 R18.6.20 利率0.150%
	北九州市第3回公募公債(定時償還)	69,720,000	69,720,000	69,720,000	0	償還日 R28.10.6 利率0.387%
	兵庫県第2回30年公募公債(定時償還)	70,760,000	70,760,000	70,760,000	0	償還日 R28.9.13 利率0.450%
	島根県平成28年度第2回公募公債(20年)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R18.9.30 利率0.506%
	千葉県第21回20年公募公債	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	償還日 R18.10.15 利率0.424%
	兵庫県第4回20年公募公債(定時償還)	57,920,000	57,920,000	57,920,000	0	償還日 R19.1.30 利率0.348%
	宮城県公募公債第2回2号(20年定時償還)	55,000,000	55,000,000	55,000,000	0	償還日 R19.2.27 利率0.397%
	神戸市令和2年度第1回公募公債(30年)	99,666,000	100,000,000	99,730,826	0	償還日 R30.3.18 利率0.517%
	計	1,906,085,200	1,906,419,200	1,906,150,026		
	貸借対照表計上額合計			1,906,150,026		

(4)長期貸付金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
職員長期貸付金	4,128,200	668,200	0	794,440	4,001,960	(注)
計	4,128,200	668,200	0	794,440	4,001,960	

(注) 医療の充実に必要な看護師の養成に資するため、資格取得に要する資金を貸与するものです。よって、当法人が定めた医療業務等に従事した場合には貸与資金の全額を免除するものとし、利率も0%としています。

(5)長期借入金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
医療機械器具整備事業貸付金	11,490,105		11,490,105	0	0.1%	R8.3	
施設整備事業貸付金	36,376,869		1,430,256	34,946,613	0.5%	R31.3	
施設整備事業貸付金	773,000,000		29,820,515	743,179,485	0.3%	R32.3	H30年度繰越分
施設整備事業貸付金	147,300,000		5,682,486	141,617,514	0.3%	R32.3	
施設整備事業貸付金	109,900,000		0	109,900,000	0.5%	R33.3	R1年度繰越分
施設整備事業貸付金	1,297,200,000		0	1,297,200,000	0.5%	R33.3	
医療機械器具整備事業貸付金	63,952,878		63,952,878	0	0.003%	R8.3	
施設整備事業貸付金	442,700,000		0	442,700,000	0.7%	R34.3	R2年度繰越分
施設整備事業貸付金	4,590,100,000		0	4,590,100,000	0.7%	R34.3	
医療機械器具整備事業貸付金	76,550,000		38,275,000	38,275,000	0.1%	R9.3	
新病院建設事業貸付金	3,270,500,000		0	3,270,500,000	0.9%	R34.3	
新病院建設事業貸付金	5,402,200,000		0	5,402,200,000	1.0%	R34.9	
新病院建設事業貸付金	102,500,000		7,512,461	94,987,539	0.8%	R20.3	R3年度繰越分
医療機器整備事業	2,217,300,000		739,100,000	1,478,200,000	0.833%	R10.3	
医療機器整備事業	1,406,250,000		468,750,000	937,500,000	0.833%	R10.3	
新病院建設事業貸付金	167,300,000		0	167,300,000	0.8%	R21.3	R4年度繰越分
新病院建設事業貸付金	516,000,000		0	516,000,000	0.8%	R21.3	
医療機器整備事業	69,300,000		17,326,000	51,974,000	0.68%	R11.3	
新病院建設事業貸付金	365,600,000		0	365,600,000	1.50%	R22.3	R5年度繰越分
新病院建設事業貸付金	295,800,000		0	295,800,000	1.50%	R22.3	
医療機器整備事業	105,600,000		0	105,600,000	1.19%	R12.3	
医療機器整備事業	0	59,600,000	0	59,600,000	1.898%	R13.3	
計	21,466,919,852	59,600,000	1,383,339,701	20,143,180,151			

(6)移行前地方債償還債務の明細

(単位:円)

銘 柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
財務省	9,852,680	0	2,386,530	7,466,150	2.1%	R11.3	
財務省	119,027,930	0	20,683,804	98,344,126	2.0%	R12.9	
財務省	217,280,140	0	34,786,064	182,494,076	1.6%	R13.3	
計	346,160,750	0	57,856,398	288,304,352			

(7)引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	4,033,964,252	298,781,569	269,904,990	0	4,062,840,831	
賞与引当金	376,852,000	415,610,000	376,852,000	0	415,610,000	
貸倒引当金	28,202,000	2,777,322	3,614,322	0	27,365,000	
計	4,439,018,252	717,168,891	650,371,312	0	4,505,815,831	

(8)運営費負担金債務および運営費負担金収益の明細

ア 運営費負担金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	負担金 当期交付額	当期振替額				引当金見返との 相殺額	期末残高
			運営費負担金 収益	資産見返 運営費負担金	資本剰余金	小計		
令和7年度	0	1,722,069,000	979,948,000	742,121,000	0	1,722,069,000	0	0
合計	0	1,722,069,000	979,948,000	742,121,000	0	1,722,069,000	0	0

イ 運営費負担金収益

(単位:円)

業務等区分	令和7年度支給分	合計
期間進行基準	885,301,000	885,301,000
費用進行基準	94,647,000	94,647,000
合計	979,948,000	979,948,000

(9)運営費交付金債務および運営費交付金収益の明細

ア 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				引当金見返との 相殺額	期末残高
			運営費交付金 収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小計		
令和7年度	0	102,211,000	102,211,000	0	0	102,211,000	0	0
合計	0	102,211,000	102,211,000	0	0	102,211,000	0	0

イ 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和7年度支給分	合計
期間進行基準	102,211,000	102,211,000
合計	102,211,000	102,211,000

(10)運営費負担金および運営費交付金以外の地方公共団体等からの財源措置の明細

ア 補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定 補助金等	資産見返 補助金等	資産剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
医療機関等における賃上げ支援 事業補助金	33,264,000	0	0	0	11,088,000	22,176,000	
医療機関等における物価上昇支 援事業補助金	133,956,000	0	0	0	0	133,956,000	
がん診療機能等強化事業補助 金	8,500,000	0	0	0	0	8,500,000	
臨床研修費等補助金(医師)	10,991,140	0	0	0	0	10,991,140	
臨床研修費等補助金(協力型た すき)	212,000	0	0	0	0	212,000	
秋田県新人看護職員研修事業 補助金	210,000	0	0	0	0	210,000	
感染症指定医療機関運営費補 助金	4,630,000	0	0	0	0	4,630,000	
秋田県分娩取扱施設・小児医療 施設支援事業給付金	2,500,000	0	0	0	0	2,500,000	

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定 補助金等	資産見返 補助金等	資産剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
秋田県産科医等確保支援事業 費補助金	550,000	0	0	0	0	550,000	
秋田県地域医療構想不整脈治 療体制整備事業補助金	9,625,000	0	9,625,000	0	0	0	
秋田県生産性向上・職場環境整 備費等支援事業費補助金	15,840,000	0	15,840,000	0	0	0	
秋田県医療提供体制推進事業 費補助金	207,000	0	0	0	0	207,000	
秋田県災害派遣医療体制整備 費補助金	21,139	0	0	0	0	21,139	
特別保育事業費補助金	19,046,000	0	0	0	0	19,046,000	
合計	239,552,279	0	25,465,000	0	11,088,000	202,999,279	0

(注) 当期交付額には、期末未収額32,936,000円が含まれております。

(11)役員および職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分	報酬または給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(1,200)	(2)	(0)	(0)
	92,732	6	15,058	1
職員	(54,222)	(14)	(0)	(0)
	4,445,101	572	254,847	36
合計	(55,422)	(16)	(0)	(0)
	4,537,833	578	269,905	37

(注1)

非常勤・有期職員については、外数として()内に記載しています。
また、支給人数については、年間平均支給人数で記載しています。

(注2)

役員報酬については、「地方独立行政法人市立秋田総合病院役員の報酬に関する規程」に基づき支給しています。
職員給与および退職給与については、「地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程」および「地方独立行政法人市立秋田総合病院職員の退職手当に関する規程」に基づき支給しています。

(注3)

上記明細には、法定福利費は含めていません。

(12)開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を実施しているため、記載を省略しております。

(13)医業費用および一般管理費の明細

(単位:円)

科 目	金 額	
医業費用		
給与費		
給 与	2,305,435,648	
手当等	1,802,281,894	
賃 金	957,540,083	
法定福利費	965,321,070	
退職給付費用	289,963,363	
賞与引当金繰入額	393,845,000	
		<u>6,714,387,058</u>
材料費		
薬品費	2,058,774,643	
診療材料費	1,610,626,430	
給食材料費	432,465	
医療消耗備品費	14,341,375	
		<u>3,684,174,913</u>
経 費		
厚生福利費	7,604,709	
報償費	1,049,201	
旅費交通費	3,458,652	
消耗品費	68,849,621	
消耗備品費	2,303,580	
職員被服費	6,388,797	
光熱水費	240,052,417	
燃料費	4,346,956	
会議費	697,972	
食糧費	758,720	
印刷製本費	5,645,497	
修繕費	46,445,172	
保険料	13,394,519	
租税公課	259,200	
賃借料	146,421,739	
委託料	1,418,046,683	
手数料	30,744,280	
通信運搬費	12,495,544	
諸会費	9,071,980	
交際費	31,050	
貸倒引当金繰入額	2,777,322	
雑 費	2,019,827	
		<u>2,022,863,438</u>
減価償却費		
建物減価償却費	694,847,993	
構築物減価償却費	25,478,855	
器械備品減価償却費	1,006,719,102	
車両減価償却費	650,000	
		<u>1,727,695,950</u>
資産減耗費		
棚卸資産減耗費	2,800,369	
		<u>2,800,369</u>
研究研修費		
図書費	10,431,620	
旅 費	8,728,826	
研究研修費	9,401,859	
諸会費(治験)	593,872	
雑 費(治験)	207,060	
		<u>29,363,237</u>
長期前払消費税等償却		
長期前払消費税等償却	175,092,203	
		<u>175,092,203</u>
雑損失		
雑損失	572,911,994	
		<u>572,911,994</u>
医業費用合計		<u>14,929,289,162</u>

(単位:円)

科目	金額	
一般管理費		
給与費		
給与	100,449,686	
手当等	63,152,637	
賃金	49,484,843	
法定福利費	31,622,964	
退職給付費用	8,818,206	
報酬	1,200,000	
賞与引当金繰入額	21,765,000	276,493,336
経費		
旅費交通費	480,653	
消耗備品費	145,999	
職員被服費	2,727,580	
光熱水費	1,548,098	
燃料費	30,576	
賃借料	2,579,200	
委託料	58,764,046	
手数料	4,787,028	
通信運搬費	323,870	
諸会費	233,552	
雑費	675,649	
厚生福利費	244,182	72,540,433
減価償却費		
建物減価償却費	4,915,165	
構築物減価償却費	180,230	
器械備品減価償却費	7,121,257	12,216,652
一般管理費合計		361,250,421

(14)上記以外の主な資産、負債、費用および収益の明細

①現金及び預金の内訳

(単位:円)

区 分	期末残高	備 考
現 金	3,696,796	
普通預金	1,151,501,317	
計	1,155,198,113	

②医業未収金の内訳

(単位:円)

区 分	期末残高	備 考
入院収益未収金	1,374,814,474	
外来収益未収金	577,435,312	
その他	47,414,686	
計	1,999,664,472	

③未払金の内訳

(単位:円)

区 分	期末残高	備 考
給与費	275,820,967	
材料費	147,051,595	
経 費	224,561,928	
貯蔵品	182,341,158	
その他	25,671,616	
計	855,447,264	

(別冊)

決 算 報 告 書

令 和 7 年 度

(第12期事業年度)

自 令和 7年 4月 1 日

至 令和 8年 3月 3 1日

地方独立行政法人 市立秋田総合病院

令和7年度決算報告書

【地方独立行政法人 市立秋田総合病院】

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 (決算額-予算額)	備 考
収入				
営業収益	13,603,638,000	13,458,230,154	△ 145,407,846	
医業収益	12,583,809,000	12,266,928,509	△ 316,880,491	
運営費負担金等	965,959,000	987,512,000	21,553,000	
補助金等	53,870,000	203,789,645	149,919,645	医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業補助金増
営業外収益	176,928,000	198,497,149	21,569,149	
運営費負担金	94,647,000	94,647,000	0	
補助金等	1,000	0	△ 1,000	
その他収入	82,280,000	103,850,149	21,570,149	
資本収入	1,007,456,000	989,552,400	△ 17,903,600	
運営費負担金	741,954,000	742,121,000	167,000	
長期借入金	95,100,000	59,600,000	△ 35,500,000	
その他	170,402,000	187,831,400	17,429,400	
計	14,788,022,000	14,646,279,703	△ 141,742,297	
支出				
営業費用	13,015,681,000	13,358,784,123	343,103,123	
医業費用	12,557,323,000	13,011,449,616	454,126,616	
給与費	6,494,642,000	6,698,692,272	204,050,272	
材料費	3,606,543,000	4,052,302,969	445,759,969	医業収益に対する材料費率が上がったことによる増
経費	2,411,419,000	2,229,224,633	△ 182,194,367	
研究研修費	44,719,000	31,229,742	△ 13,489,258	
一般管理費	458,358,000	347,334,507	△ 111,023,493	
給与費	291,795,000	267,970,424	△ 23,824,576	
経費	166,563,000	79,364,083	△ 87,198,917	院内保育委託料減、システム更新費減等
営業外費用	201,783,000	180,127,682	△ 21,655,318	
資本支出	1,560,063,000	1,566,911,447	6,848,447	
建設改良費	118,865,000	125,715,348	6,850,348	
償還金	1,441,198,000	1,441,196,099	△ 1,901	
計	14,777,527,000	15,105,823,252	328,296,252	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分等の相違の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 損益計算書において計上されている現金収入を伴わない収益および現金支出を伴わない費用は含んでおりません。
- (2) 上記数値は消費税等込みの金額を記載しております。

(別冊)

事業報告書

令和 7 年度
(第 12 期事業年度)

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

地方独立行政法人 市立秋田総合病院

目 次

1. 理事長によるメッセージ	1
2. 法人の目的および業務内容	1
3. 法人の位置付けおよび役割	2
4. 中期目標の概要	2
5. 理念ならびに運営上の方針および戦略等	3
6. 中期計画および年度計画の概要	4
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	7
8. 業務運営上の課題・リスクおよびその対応策	10
9. 業務の適正な評価に資する情報	13
10. 業務の成果および当該業務に要した資源	16
11. 予算および決算の概要	18
12. 要約した財務諸表	19
13. 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の理事長による説明	20
14. 内部統制の運用の状況	23
15. 法人に関する基礎的な情報	24

1. 理事長によるメッセージ

人口減少と超高齢社会という大きな変化の渦中にある秋田県において、当院はがん診療をはじめとする高度・専門医療、救急医療、小児・周産期医療、精神科合併症治療といった政策医療を担う地域の中核的病院として、急性期医療の提供に努めました。

令和7年度は、患者数の増加と診療単価向上により医業収入が増加した一方、病院建設ならびに医療機器等への投資による減価償却費の負担や物価高騰、人件費増等により、厳しい経営状況が続きました。そのため当院では、経営改善を目指し、前年度に引き続き病床稼働率の向上に取り組んだほか、診療材料や医薬品の安価購入、新電力の導入など経費削減にも取り組みました。

また、4月に県から紹介受診重点医療機関の承認を受け、患者に必要とする高度な検査や治療を提供するとともに、令和8年4月の地域医療支援病院の指定に向けて準備を進めました。

さらに、医療の提供のみならず、人間ドックや健康診断事業の継続、健康講座・院内教室の開催など、市民の疾病の早期発見・早期治療、健康意識につながるよう取り組みました。

地方独立行政法人市立秋田総合病院 理事長

2. 法人の目的および業務内容

(1) 法人の目的（地方独立行政法人市立秋田総合病院定款第1条）

地方独立行政法人市立秋田総合病院は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）に基づき、地域の中核病院として、良質で安全な医療を提供し続けることにより、住民の健康の維持および増進に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容（地方独立行政法人市立秋田総合病院定款第16条）

法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- ア 医療を提供すること。
- イ 医療に関する調査および研究を行うこと。
- ウ 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- エ 医療に関する地域への支援を行うこと。
- オ 災害時における医療救護を行うこと。
- カ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 法人の位置付けおよび役割

地域における中核的な公的医療機関として、市民の多様なニーズに応え、市民の健康の維持および増進に寄与するため、医療機器の整備等により、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患の5疾病のほか、2次救急ならびに小児科救急医療等を提供します。また、結核医療、精神医療、救急医療等の政策医療を担う公的医療機関の使命として、採算性が低く民間医療機関では提供が困難な医療も継続して提供します。

「すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます」を理念に掲げ、理事長をトップとして経営の自立を図りながら、職員の確保等により、市民のニーズや新たな医療課題に適切に対応します。また、基幹型認知症疾患医療センターや肝疾患相談センターを運営するなど、高度・専門的な医療の提供等を充実させ、良質で安全な医療を提供します。

市民の健康づくりを推進するため、医療および健康に関する情報を発信します。

地域の急性期病院として、紹介による急性期患者の受入れおよび急性期を脱した患者の逆紹介を推進し、地域の医療機関等との連携を強化します。また、令和7年4月に県から「紹介受診重点医療機関」の承認を受け、患者に必要なとする高度な検査や治療を提供するとともに、令和8年4月の地域医療支援病院の指定に向け、準備を進めました。研修医や秋田大学医学部の学生、看護学生、薬学部の学生の実習受入れなどにより医療従事者の育成に努めるなど地域医療に貢献します。

災害時には災害拠点病院として、秋田県、秋田市、関係医師会等と協力して対応に当たることとし、災害時対応訓練による体制強化および災害備蓄品の整備を行います。

4. 中期目標の概要（第3期中期目標（令和6年4月～令和11年3月））

市立秋田総合病院は、平成26年4月1日に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）に移行しました。

市立病院は、平成31年4月から令和6年3月までを計画期間とする中期目標（以下「第2期中期目標」という。）の下、「すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます」を理念に掲げ、理事長をトップとして経営の自立を図りながら、職員の確保等により、市民のニーズや新たな医療課題に適切に対応してきたほか、令和4年10月には新病院を開院し、高度・専門的な医療の提供等をさらに充実させ、良質で安全な医療を提供してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行は市立病院の運営に大きな影響を与えました。従来の高度・専門医療等の政策医療を提供しつつ、同感染症に対応するため、感染者の入院病床の整備や発熱外来の実施などを積極的に行い、

市民の健康維持と安心に貢献しました。一方、長引くコロナ禍による患者の受診控えや院内クラスターの発生に伴う一般診療の一時停止等の影響により経営環境は厳しく、新病院への移設等による費用の増加もあることから、今後の収支状況の改善は、喫緊の課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症、人口減少や少子高齢化等の進展、医師・看護師等の確保と働き方改革への対応など、医療を取り巻く環境が変化する中で、医療の需給状況や疾病構造の変化に対応した地域医療の確保が求められています。

こうした社会情勢の変化のほか、第2期中期目標期間で達成した成果、秋田県医療保健福祉計画、秋田県地域医療構想等を踏まえ、市立病院は、安定した経営基盤確保を目指します。また、引き続き市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供するとともに、採算性が低い政策医療（結核・精神・救急・感染症）を提供し、地域の中核的な公的医療機関の役割を果たします。

このことにより、秋田市が目指す将来都市像である「健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものであります。

5. 理念ならびに運営上の方針および戦略等

(1) 理念

市立秋田総合病院は、すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます。

(2) 基本方針

ア 常に医療水準の向上に努め、地域の中核病院として多様化する医療への要望に応えます。

イ 患者さんの権利や意思を十分に尊重し、診療情報の提供による相互理解に基づく医療を行います。

ウ 医療の安全のさらなる向上に努め、患者さんが安心できる医療を行います。

エ 職員にとり働きがいのある就労環境の整備に努め、質の高い医療人を育成します。

オ 業務の改善と効率的な運営に努め、健全で安定した経営基盤を確立します。

(3) 患者さんの権利

ア 個人としていつも人格を尊重される権利があります。

イ 誰でも平等に良質で安全な医療を受ける権利があります。

- ウ 十分な説明を受け、自ら治療法を決定する権利があります。
- エ 自分が受けている医療について知る権利があります。
- オ 医療を受けるときに主治医以外の意見(セカンドオピニオン)を聞く権利があります。
- カ あなたの医療上のプライバシーが保護される権利があります。
- キ 自分が受けている医療について苦情を申し立てる権利があります。

(4) 運営方針

5 疾病（がん、精神疾患、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）、救急医療、災害時における医療、周産期医療、小児医療、感染症医療に対応して、地域で必要とされる医療を継続的に提供するように努めます。

(5) 戦略等

当院が保有する医療資源を十分に活用し、市民から求められる良質で安全な医療を提供します。また、地域の医療機関との紹介・逆紹介を密にし、病床稼働を高い水準で維持することに努め、安定した経営基盤を確立します。さらに、電子カルテ、マイナンバー保険証および電子処方箋など医療情報システムを活用し、院内外を問わず患者情報の共有を行うなど、医療DXを推進し、効率的なサービス提供に努めます。

6. 中期計画および年度計画の概要

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標を達成するために、中期計画と当該計画に基づく年度計画を策定しています。第3期中期計画と当事業年度に係る年度計画については以下のとおりです。

第3期中期計画	令和7年度計画
市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 良質で安全な医療の提供	
(1) 高度・専門医療の提供	(1) 高度・専門医療の提供
ア がんへの対応	ア がんへの対応
イ 脳卒中への対応	イ 脳卒中への対応
ウ 急性心筋梗塞への対応	ウ 急性心筋梗塞への対応
エ 糖尿病への対応	エ 糖尿病への対応
オ 精神疾患への対応	オ 精神疾患への対応

(2) 救急医療の提供	(2) 救急医療の提供
(3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供	(3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供
ア 結核医療 イ 精神医療 ウ 感染症医療	ア 結核医療 イ 精神医療（再掲） ウ 感染症医療
(4) 健診体制の充実	(4) 健診体制の充実
(5) 医療安全対策等の強化	(5) 医療安全対策等の強化
ア 医療安全対策の強化 イ 院内感染防止対策の強化	ア 医療安全対策の強化 イ 院内感染防止対策の強化
(6) 女性と子どもに優しい病院づくり	(6) 女性と子どもに優しい病院づくり
ア 女性に優しい病院づくり イ 小児医療体制の充実 ウ 病児保育施設の運営 エ 産科医療の充実 オ 遺伝カウンセリング外来の運営	ア 女性に優しい病院づくり イ 小児医療体制の充実 ウ 病児保育施設の運営 エ 産科医療の充実 オ 遺伝カウンセリング外来等の運営
(7) 高齢者に対する適切な医療の提供	(7) 高齢者に対する適切な医療の提供
(8) 患者の視点に立った医療の実施	(8) 患者の視点に立った医療の実施
ア 患者やその家族の権利の尊重 イ 患者サービスの向上 （ア）患者待ち時間の短縮 （イ）患者満足度調査の実施 （ウ）接遇に関する研修の実施 （エ）入退院支援の実施 （オ）院内環境の整備 （カ）広報の充実 （キ）院内行事の実施	ア 患者やその家族の権利の尊重 イ 患者サービスの向上 （ア）患者待ち時間の短縮 （イ）患者満足度調査の実施 （ウ）接遇に関する研修の実施 （エ）入退院支援の実施 （オ）院内環境の整備 （カ）病院広報の充実 （キ）院内行事の実施
2 医療に関する調査および研究	
3 人材の確保と育成	
(1) 医療職の人材の確保	(1) 医療職の人材の確保
ア 医師 イ 看護師 ウ 医療技術者	ア 医師 イ 看護師 ウ 医療技術者
(2) 人材育成	(2) 人材育成

4 地域医療への貢献	
(1) 地域の医療機関等との機能分化・連携強化	(1) 地域の医療機関等との機能分化・連携強化
(2) 教育研修の推進	(2) 教育研修の推進
ア 研修医の育成 イ 実習生の受入れ ウ 専門医等の育成	ア 研修医の育成 イ 実習生の受入れ ウ 専門医等の育成
(3) 市民への保健医療情報の提供・発信	(3) 市民への保健医療情報の提供・発信
5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化	5 災害時の体制強化
業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 経営企画・分析力の向上	
2 外部評価	
3 効率的な診療体制の推進	
4 医業収入の確保	4 収入の確保
(1) 病床利用率の向上	(1) 病床利用率の向上および入院患者数の増加
(2) 診療報酬請求事務の体制強化	(2) 診療報酬請求事務の体制強化
(3) 未収金対策の強化	(3) 未収金対策の強化
	(4) 急性期一般入院料とDPCへの的確な対応
	(5) 医業外収入の確保
5 経費の節減	5 経費の節減
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画	
1 予算（令和7年度）	1 予算（令和7年度）
2 収支計画（令和7年度）	2 収支計画（令和7年度）
3 資金計画（令和7年度）	3 資金計画（令和7年度）
その他業務運営に関する重要事項	
1 法令・行動規範の遵守	
2 内部統制の推進	
3 人事制度の運用および就労環境の整備	
(1) 人事評価制度の運用	(1) 人事評価制度の運用
(2) 就労環境の整備	(2) 就労環境の整備

<p>ア 多様な勤務形態について検討し、職員にとって働きやすく、働きがいのある就労環境の整備に向けての取組を推進します。</p> <p>イ 院内保育所を運営し、職員の育児を支援します。</p> <p>ウ 職員の健康保持のため、メンタルヘルスを含む健康相談体制を維持します。</p>	<p>ア 看護師については、タスク・シフト、タスク・シェア等業務分担を検討し、業務改善を行います。(以下省略)</p> <p>イ 院内保育所を運営し、職員の育児を支援します。</p> <p>ウ 職員の健康保持のため、産業医等によるメンタルヘルスを含む健康相談体制を維持するほか、職員健診の受診状況を管理し受診率の向上に努めます。(以下省略)</p>
<p>(3) 医師の働き方改革の対応</p>	<p>(3) 医師の働き方改革の対応</p>
<p>ア 医師の負担軽減のため、医師事務作業補助者のほか、看護師、薬剤師や臨床工学技士等のコメディカル職において、タスクシフティングにつながる業務の検証・検討を行います。</p> <p>イ かかりつけ医と当院との機能分化、逆紹介の推進等を行います。</p> <p>ウ 当院の小児科救急外来については、地域の医療機関と連携し、引き続き対応します。</p>	<p>ア 医師の負担軽減のため、医師事務作業補助者のほか、看護師、薬剤師や臨床工学技士等のコメディカル職において、タスクシフティングにつながる業務の検証・検討を行います。</p> <p>イ かかりつけ医と当院との機能分化、逆紹介の推進等を行います。</p> <p>ウ 当院の小児科救急外来については、地域の医療機関と連携し、引き続き対応します。</p>

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) 許可病床 (計396床)

一般病床337床 (うち I C U 6床、緩和ケア病床15床、第二種感染症病床4床)、結核病床14床、精神病床45床

(2) 診療科目

呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、血液・腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、緩和ケア内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科/計27科

(3) 建物概要 (令和7年4月1日時点)

- ・地上 13 階（G 階～12 階）
- ・延べ床面積：31,321.13 平方メートル
- ・駐車場 473 台（平面 173 台・立体 183 台・第二 78 台・第三 39 台）

（4）役員等の状況

ア 役員等の状況（令和 7 年 4 月 1 日時点）

役職	氏名	勤務先	備考
理事長 （常勤）	伊藤 誠司	地方独立行政法人 市立秋田総合病院	市立秋田総合病院医師
副理事長 （常勤）	小松 眞史	地方独立行政法人 市立秋田総合病院	市立秋田総合病院医師
理事 （常勤）	佐藤 勤	地方独立行政法人 市立秋田総合病院	市立秋田総合病院 病院長
理事 （常勤）	石田 俊哉	地方独立行政法人 市立秋田総合病院	市立秋田総合病院 副院長
理事 （常勤）	石川 千夏	地方独立行政法人 市立秋田総合病院	市立秋田総合病院 看護部長
理事 （常勤）	木山 貴夫	地方独立行政法人 市立秋田総合病院	市立秋田総合病院 事務局長
監事 （非常勤）	田中 伸一	田中法律事務所	弁護士
監事 （非常勤）	堀井 照重	公認会計士 堀井照重会計事務所	公認会計士

イ 会計監査人の名称および報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人および当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、12,000 千円です。また、非監査業務および当該業務に基づく報酬はありません。

（5）職員の状況（令和 7 年 4 月 1 日時点）

- ・ 831 人（嘱託・臨時・パート含む）

医師 108、歯科医師 1、薬剤師 20、理学療法士 15、作業療法士 4、言語聴覚士 2、放射線技師 17、臨床検査技師 29、細胞検査士 3、管理栄養士 8、臨床工学技士 11、臨床心理士 2、視能訓練士 2、歯科衛生士 3、社会福祉士 6、看護師 386、助産師 13、准看護師 2、看護補助者 66、医療クレーン 30、事務職ほか 103

(6) 主な医療機器

- ・低侵襲手術支援ロボット
- ・人工関節置換術支援システム
- ・高精度放射線治療装置
- ・核磁気共鳴映像装置 3.0T(MR I)
- ・シンチレーションカメラ(SPECT/CT)
- ・全身用コンピュータ断層装置(2管球CT)
- ・循環器X線撮影装置
- ・カテーテルアブレーションシステム
- ・冷凍アブレーションカテーテル装置
- ・血管造影装置
- ・結石破砕装置
- ・骨密度測定装置
- ・乳房撮影装置
- ・腹腔鏡下手術用内視鏡システム
- ・内視鏡システム(上部・下部)
- ・超音波画像診断装置
- ・眼科用パルスレーザー手術装置
- ・HAL(装着型サイボーグ)
- ・歯科撮影システム(コンビームCT)
- ・PCR検査装置
- ・涙道内視鏡システム

(7) 主な医療設備

- ・高潔浄兼感染症対応手術室
- ・人工透析室
- ・集中治療室(ICU)
- ・第二種感染症病室
- ・無菌治療室
- ・陣痛・分娩・回復一体型個室(LDR)
- ・外来化学療法室

(8) 財源の状況 (令和7年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
医業収入	12,508	83.8%
運営費負担金等収入	1,824	12.2%
長期借入金等収入	60	0.4%
補助金等収入	246	1.7%
その他収入	284	1.9%
合 計	14,922	100%

8. 業務運営上の課題・リスクおよびその対応策

(1) 課題およびリスクの状況

当院は、定款に掲げている、地域の中核病院として、良質で安全な医療を提供し続けることにより、住民の健康の維持および増進に寄与することを目的としております。

業務上の課題・リスクは多岐にわたりますが、主なものは、以下のとおりです。

- ア 医療安全関連 (医療事故、院内感染事故等)
- イ 情報セキュリティ関連 (ウイルス等によるサイバー攻撃、個人情報等)
- ウ 経営関連 (投資による一時的な資金不足等)
- エ 労働環境関連 (労働環境の改善、ハラスメントの防止等)
- オ 人材確保関連 (職員確保、人材育成等)
- カ コンプライアンス関連 (各種不祥事、不適正な事務処理等)
- キ 災害関連 (大規模災害による被災、新興感染症の大規模流行等)

(2) 課題およびリスクへの対応策

ア 医療安全関連

(ア) 医療事故

医療安全推進室を設置し、インシデント・アクシデント事象の把握、分析および対策の立案と毎月開催する医療安全対策委員会での協議および結果の周知等を行っております。

また、全職員がeラーニングによる研修を受講するほか、対象職員を限定した医薬品や医療機器の安全使用のための研修などを実施し、職員の意識・知識の向上を図っております。

さらに、医療事故の疑いのある事例が発生したときは、直ちに病院長

に報告するとともに医療事故調査委員会を臨時に開催し、適切な対応を心がけております。

(イ) 院内感染事故

清潔な院内環境を維持・管理するため感染制御チームによる院内の環境ラウンドを実施し、その結果を各部署にフィードバックしております。抗菌薬の適正使用と薬剤耐性菌対策を目的に、感染症例に関する抗菌薬カンファレンスを実施し、主治医への診療支援も行っております。毎月開催する院内感染対策委員会や感染制御チームによる院内ラウンド等により院内感染にかかる情報収集、調査、分析、対策立案等を行っております。

また、感染対策の基本である手指衛生について、全職員に徹底を図っております

イ 情報セキュリティ関連

(ア) サイバー攻撃

電子カルテシステムは、医療情報システム群の基幹システムであることから、ネットワークについては、強固なファイヤーウォールによりインターネットから隔離された閉域網にて構築されており、一部のSSL-VPNによる認証とデータの暗号化を行った通信以外はアクセスできない仕組みになっており、安全性を高めております。使用する電子カルテ端末については、USB端子を無効化し、ウイルス対策ソフトによるリアルタイム監視により、不正ファイルの検知を行い、定義ファイルは常に最新化する等の対策をしております。

また、クライアント管理システムの導入により、許可されていないアプリケーションの実行の抑止等を行っております。

さらに、電子カルテが閲覧不能になった場合の対策として、現在の電子カルテシステムのデータは、メインサーバーとサブサーバーの冗長構成で毎日バックアップをしているほか、電子カルテベンダーによるオフラインでのバックアップと遠隔のデータセンターへの保存も行っております。「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に沿って「市立秋田総合病院総合医療情報システム運用管理要綱」を改訂し、それに則り運用しております。

(イ) 個人情報

患者の個人情報の保護および患者又は家族からの情報開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、当院の個人情報の保護に関する法律施行規程、その他関係法令に基づき適切に対応しております。

また、個人情報が保管されている機器の設置場所および記録媒体の保

存場所への入退室については、セキュリティカードを必要とし、システム的に管理しております。データを外部に持ち出す際には、情報をマスキングすることにより個人が特定できないよう加工しております。個人情報を書いた媒体の廃棄に当たっては、安全かつ確実に行われることを作業前後に確認し、結果を記録に残しております。

ウ 経営関連

(ア) 投資による一時的な資金不足

令和4年度から参加している「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、総務省のアドバイザーより令和7年度も引き続き助言を受け、病床稼働率やDPC係数の向上に繋げております。

エ 労働環境関連

(ア) 労働環境の改善

毎月衛生委員会を開催し、院内巡視するなど職員の勤務環境を改善すべき課題発見に努めています。また、医師の時間外勤務時間数を毎月管理し、目安の時間を超えた診療科には注意喚起するなどしております。引き続き、医師の働き方改革において、A水準を維持することに努めます。

(イ) ハラスメントの防止

ハラスメントの防止等に関する規程を設け、ハラスメント防止対策委員会（委員長：病院長）および相談員を設置しております。また、研修を全職員に対して実施し、意識啓発に努めております。

オ 人材確保関連

(ア) 職員確保

医師については、大学医局への働きかけや卒後臨床研修センターによる医学生等に対する病院見学の実施や県で開催している講習会等へ参加しています。看護師については、看護学校の病院実習の受け入れやインターンシップ、病院見学会の実施に加え、就職説明会への参加、採用試験を複数回実施するなどをしてしています。医療技術者についても、病院実習の受け入れやインターンシップなどの実施、採用試験を随時実施するなどを行っております。

(イ) 人材育成

職員研修規程に基づき、保険診療や医療安全、院内感染等の研修を実施しています。また、専門知識の習得や新たな医療技術、医療制度の習得のため現地参加やWeb参加の活用を促し、資格取得への支援を行います。

カ コンプライアンス関連

(ア) 各種不祥事、不適正な事務処理

「内部統制システムに関する規程」に基づき、内部統制委員会、内部統制推進役員、内部統制推進責任者および内部統制推進管理者を設置しています。内部統制推進責任者は、局および部の長の職にあるものをもって充てており、当該組織および所掌する業務における内部統制の運用を推進し、職員への周知を図っております。また、日々の事務処理において、マニュアルの整備や複数の職員による相互チェックに努めております。

キ 災害関連

(ア) 大規模災害

避難訓練および消火器による初期消火訓練を定期的実施しています。

また、大規模災害時対応訓練として、大規模地震発生による、多数傷病者受け入れを想定した訓練を実施しております。さらに、職員、入院患者に対応可能な3日分の災害備蓄品を確保しております。

(イ) 新興感染症の大規模流行

第二種感染症病床4床を確保し、新型コロナウイルス感染症に対しては、必要に応じて一般病床を使用するなど入院患者の受け入れを継続しております。また、新興感染症に備え、県と「感染症法に基づく医療措置協定」を締結し、新たな感染症の発生時に備えております。

9. 業務の適正な評価に資する情報

(1) 良質で安全な医療の提供

地域における中核的な公的医療機関として、市民の多様なニーズに応え、また市民の健康の維持および増進に寄与するため、医療機器の整備等により、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患の5疾病のほか、感染症に対応する医療や救急医療などを提供するとともに、令和元年度から開始した不整脈のカテーテルアブレーション治療を引き続き推進しております。

(2) 医療に関する調査および研究

がん登録、登録患者の予後調査、ICD疾病登録・NCD登録などの治療実績や医療に関するアンケートなどの各種情報の蓄積および管理を行っております。また、診断、治療等に応用するための臨床研究について、倫理委員会の承認を受けた上で実施しております。さらに、新薬の開発等に貢献し、治療の効果および安全性を高めるための治験を治験審査委員会の承認を受けた上で実施しております。

(3) 人材の確保と育成

職員研修規程に基づく組織的な研修実施体制により、職員全員に対し、そ

それぞれの職種や職責に応じた研修を実施するとともに、医療等の専門知識の向上および新たな医療技術の習得のため、学会や研修会等への積極的な参加を促しております。

(4) 地域医療への貢献

地域の急性期病院として、かかりつけ医をはじめとした地域の医療・保健・福祉機関、介護施設等との連携強化を図り、紹介による急性期患者の受入れおよび急性期を脱した患者の逆紹介を推進し、機能分担を図っております。また、地域連携クリニカルパスを活用し、それぞれの機能および役割を担う医療機関の間で共有することにより、患者にとって切れ目のない円滑な医療提供体制の実現に努めております。さらに、秋田県医療保健福祉計画に対応するとともに地域医療構想調整会議に参加することで、県内での当院の位置づけを確認しつつ、求められる公立病院としての役割を果たします。

令和7年4月に県から「紹介受診重点医療機関」の承認を受け、患者さんに必要とする高度な治療や検査を提供するとともに、令和8年4月の「地域医療支援病院」の指定を目指し、準備を進めました。

(5) 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害発生時に被災地内の傷病者の受入れ拠点となる災害拠点病院として、秋田県、秋田市、関係医師会等と協力して対応に当たることとし、院内での災害時対応訓練を強化するとともに3日以上以上の災害備蓄品を確保しております。また、新たな感染症の発生時等に備え、状況に応じた病床の確保を行うこととしております。

(6) 経営企画・分析力の向上

研修および資格取得等により、医療に関する知識を持つ人材を育成するとともに、外部の病院経営に関する知見を活用し、経営企画・分析力の向上を図っています。また、経営分析システム等による診療情報等の分析と原価計算の実施により、経営戦略的な観点での検討を継続し、院内全体で経営の強化に繋げております。

(7) 外部評価

公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の認定更新の際の指摘事項を含め、継続的に医療機能の改善を図るため、医療機能・患者サービス向上委員会を中心に取組の点検・検証を行っています。また、全国自治体病院協議会が実施する医療の質の評価・公表等推進事業に引き続き参加し、全国平均の指標と比較して医療の質の向上に努めるとともに、当院の

ホームページにて当該指標を公開しております。

(8) 効率的な診療体制の推進

電子カルテシステムの安定した運用により、患者情報の共有化と医療提供の効率化を推進しています。また、医療の安全性の向上と標準化を図るため、クリニカルパスを適用するとともに、随時バリエーション分析を行い、質の改善を図り、チーム医療による効果的かつ効率的な医療を実践しております。

(9) 収入の確保

地域連携の更なる強化により集患に努め、入院患者の増加を図っています。また、診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応およびD P C係数の向上、未収金対策の強化により、医業収入の確保等に努めております。

(10) 経費の節減

契約に際しては、競争性を確保しつつ、提案方式による業者選定、複数年契約、事業種類を組み合わせた複合契約など多様な契約手法を活用し、契約金額の圧縮に努めています。また、安全性や供給安定性に配慮しつつ、医薬品については可能な限り後発医薬品への切替えを推進するほか、診療材料等については預託型S P Dにより適正に在庫管理を行うとともに、削減効果が大きい同種同効品へ可能なものから切替えを行っています。加えて共同購入へ継続参加し、採用品目や購入金額の見直しを行い、削減効果が期待できる分野へ追加参加の検討をするなど、経費の節減に努めております。

(11) 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守するとともに、倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、病院内の倫理委員会又は治験審査委員会において十分な検討を行っています。また、患者の個人情報の保護および患者又は家族からの情報開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、当院の個人情報の保護に関する法律施行規程、その他関係法令に基づき適切に対応しております。職員の倫理、行動規範および公益通報制度については、関連する規程の周知徹底を図るとともに、全職員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。

(12) 内部統制の推進

業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進します。また、適切な情報セキュリティ対策を講じるよう努めており

ます。

(13) 人事制度の運用および就労環境の整備

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、職員の就労環境の整備をとともに、人事評価制度の効果的な運用を目指し、人事評価制度の在り方について検討しているところです。

10. 業務の成果および当該業務に要した資源

(1) 令和7年度の業務実績とその自己評価

項目	評価
市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 良質で安全な医療の提供	
(1) 高度・専門医療の提供	IV
(2) 救急医療の提供	V
(3) 採算性は低い公的医療機関として担うべき医療の提供	IV
(4) 健診体制の充実	IV
(5) 医療安全対策等の強化	III
(6) 女性と子どもに優しい病院づくり	IV
(7) 高齢者に対する適切な医療の提供	II
(8) 患者の視点に立った医療の実施	IV
2 医療に関する調査および研究	IV
3 人材の確保と育成	
(1) 医療職の人材の確保	IV
(2) 人材育成	IV
4 地域医療への貢献	
(1) 地域の医療機関などとの連携強化	IV
(2) 教育研修の推進	IV
(3) 市民への保健医療情報の提供・発信	V
5 災害時の体制強化	IV
業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 経営企画・分析力の向上	III
2 外部評価	IV
3 効率的な診療体制の推進	IV
4 収入の確保	

(1) 病床利用率の向上および入院患者数の増加	Ⅲ
(2) 診療報酬請求事務の体制強化	Ⅳ
(3) 未収金対策の強化	Ⅲ
(4) 急性期一般入院料とDPCへの的確な対応	Ⅳ
(5) 医業外収入の確保	Ⅳ
5 経費の節減	Ⅳ
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画	
1 予算（令和7年度）	Ⅲ
2 収支計画（令和7年度）	Ⅲ
3 資金計画（令和7年度）	Ⅲ
その他業務運営に関する重要事項	
1 法令・行動規範の遵守	Ⅳ
2 内部統制の推進	Ⅳ
3 人事評価制度の運用および就労環境の整備	
(1) 人事評価制度の運用	Ⅱ
(2) 就労環境の整備	Ⅳ
(3) 医師の働き方改革の対応	Ⅳ

[評価基準]

V：年度計画を大幅に上回っている。(120%～)

Ⅳ：年度計画どおり実施している。(100～119%)

Ⅲ：年度計画を概ね実施している。(85～99%)

Ⅱ：年度計画を十分に実施していない。(～84%)

I：年度計画を実施していない。

－：評価を行わない。

(社会情勢等の変化による事業の遅延又は中止等)

11. 予算および決算の概要

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額
収入			
医業収益	12,584	12,267	△317
運営費負担金等	1,803	1,824	22
長期借入金	95	60	△36
補助金等	54	204	150
その他	253	292	40
計	14,788	14,647	△141
支出			
医業費用	12,557	13,011	454
一般管理費	458	347	△111
営業外費用	202	180	△22
建設改良費	119	126	7
償還金	1,441	1,441	0
計	14,778	15,106	328

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

12. 要約した財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	18,524	固定負債	23,327
有形固定資産	15,437	資産見返負債	329
無形固定資産	0	長期借入金	18,706
投資その他の資産	3,086	地方債償還債務	229
流動資産	3,342	退職給付引当金	4,063
現金及び預金	1,155	流動負債	2,824
医業未収金	1,972	長期借入金	1,438
未収金	65	地方債償還債務	59
その他	150	未払金	861
		賞与引当金	416
		その他	51
		負債合計	26,150
		純資産の部	金額
		資本金	3,980
		繰越欠損金	△8,265
		純資産合計	△4,285
資産合計	21,865	負債純資産合計	21,865

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益 (A)	14,281
営業費用 (B)	15,291
営業外収益 (C)	192
営業外費用 (D)	180
臨時利益 (E)	0
臨時損失 (F)	0
当期純損失 (A-B+C-D+E-F)	△998

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(3) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	繰越欠損金	純資産合計
当期首残高(A)	3,980	△7,267	△3,287
当期変動額(B)	0	△998	△998
当期末残高(A+B)	3,980	△8,265	△4,285

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	令和7年度
業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	855
投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	67
財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△1,382
資金減少額(D=A+B+C)	△460
資金期首残高(E)	1,615
資金期末残高(F=D+E)	1,155

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(5) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
損益計算書上の費用	15,471
その他行政コスト	0
行政コスト合計	15,471

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

13. 財政状態、経営状況およびキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(1) 貸借対照表

【資産】

令和7年度末時点の資産合計は、21,865百万円(前年度比2,346百万円減)となっています。これは、各固定資産の償却が進んだことにより、固定資産合計が18,524百万円(前年度比1,956百万円減)となったことと、流動資産において、償還金の支払いなどによる現金及び預金の減少により、流動資産合計が3,342百万円(前年度比389百万円減)となったことが主な要因です。

【負債】

令和7年度末時点の負債合計は、26,151百万円（前年度比1,347百万円減）となっています。これは、固定負債において、主に償還金の返済により長期借入金残高が18,706百万円（前年度比1,378百万円減）となったことと、流動負債において、1年以内返済予定長期借入金1,496百万円（前年度比55百万円増）および預り補助金11百万円（前年度比11百万円増）の計上があったことが主な要因です。

【純資産】

純資産は、△4,285百万円（前年度比998百万円減）となっています。これは、当期総損失△998百万円を計上したことが主な要因です。

貸借対照表（経年比較）

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 (第8期)	令和4年度 (第9期)	令和5年度 (第10期)	令和6年度 (第11期)	令和7年度 (第12期)
固定資産 (A)	17,395	26,667	21,887	20,480	18,524
流動資産 (B)	5,062	4,260	4,427	3,731	3,342
資産合計 (A+B)	22,457	30,927	26,314	24,211	21,865

区 分	令和3年度 (第8期)	令和4年度 (第9期)	令和5年度 (第10期)	令和6年度 (第11期)	令和7年度 (第12期)
固定負債 (C)	12,494	26,123	25,495	24,806	23,327
流動負債 (D)	4,754	1,675	3,178	2,693	2,824
負債合計 (E=C+D)	17,248	27,798	28,672	27,498	26,151
純資産 (F)	5,209	3,129	△2,359	△3,287	△4,285
負債純資産合計 (E+F)	22,457	30,927	26,314	24,211	21,865

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（2）損益計算書

【経常収益】

令和7年度の経常収益は、14,473百万円（前年度比645百万円増）となっています。これは、入院収益および外来収益の増加により、医業収益が12,244百万円（前年度比649百万円増）となったことと、補助金等収益が203百万円（前年度比157百万円増）となったことが主な要因です。

【経常費用】

令和7年度の経常費用は、15,471百万円（前年度比517百万円増）となっ

ています。これは、給与費、材料費等の増加により、医業費用が14,929百万円（前年度比572百万円増）となったことと、営業外費用が180百万円（前年度費11百万円減）となったことが主な要因です。

【当期純利益】

令和7年度の当期純利益は、△998百万円（前年度比70百万円減）となっています。これは、当年度の営業損失が△1,010百万円（前年度比117百万円増）となったことが主な要因です。

損益計算書（経年比較）

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 （第8期）	令和4年度 （第9期）	令和5年度 （第10期）	令和6年度 （第11期）	令和7年度 （第12期）
営業収益 （A）	11,737	11,736	12,355	13,636	14,281
営業費用 （B）	11,428	13,147	14,386	14,763	15,291
営業外収益 （C）	98	140	331	192	192
営業外費用 （D）	505	761	209	191	180
臨時利益 （E）	45	19	32	228	0
臨時損失 （F）	8	66	3,611	30	0
当期純利益 （A-B+C-D+E-F）	△60	△2,080	△5,488	△928	△998

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（3）純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、繰越欠損金において、当期純損失△998百万円の計上により、△4,285百万円となりました。

（4）キャッシュ・フロー計算書

【業務活動によるキャッシュ・フロー】

令和7年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、855百万円の収入（前年度比61百万円の収入減）となっています。これは、医業収入が12,508百万円（前年度比772百万円の収入増）となったが、材料の購入による支出が

4,005百万円（前年度339百万円の支出増）、人件費支出6,910百万円（前年度比308百万円の支出増）、その他業務支出が2,720百万円（前年度比214百万円の支出増）となったことが主な要因です。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

令和7年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、67百万円の収入（前年度比505百万円の収入増）となっています。これは、有形固定資産の取得による支出が126百万円（前年度比712百万円の支出減）、有価証券償還による収入が155百万円（前年度比200百万円の収入減）となったことが主な要因です。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

令和7年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、1,382百万円の支出（前年度比536百万円の支出増）となっています。これは、長期借入金による収入60百万円（前年度比707百万円の収入減）となったことが主な要因です。

キャッシュ・フロー計算書（経年比較）

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 （第8期）	令和4年度 （第9期）	令和5年度 （第10期）	令和6年度 （第11期）	令和7年度 （第12期）
業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	△190	△961	△890	916	855
投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	△4,953	△13,333	△26	△438	67
財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	4,930	13,317	692	△846	△1,382
資金減少額（D=A+B+C）	△213	△978	△224	△368	△460
資金期首残高（E）	3,398	3,185	2,207	1,983	1,615
資金期末残高（F=D+E）	3,185	2,207	1,983	1,615	1,155

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（5）行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、15,471百万円です。内訳としては損益計算書上の費用となります。

14. 内部統制の運用の状況

（1）内部統制の運用

当院は、地方独立行政法人市立秋田総合病院業務方法書に基づき、「地方

独立行政法人市立秋田総合病院内部統制システムに関する規程」を定め、当院における「法、他の法令、秋田市の条例もしくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制」を整備し、運用しております。

令和7年度は、コンプライアンス研修1回、ハラスメント研修1回を行いました。

(2) 監事監査

監事は、法人の業務および会計に関する監査を行い、監事監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付することができます。

また、監事は、法人の内部統制システムの整備および運用状況を監視し、検証を行い、必要と認めるときは、役職員から報告を求め、又は関連する文書・資料の閲覧又は提出を求めることができます。

令和7年度も、毎月開催される理事会へ出席するとともに、決算時には、財務諸表等に対し監査を実施しました。

(3) 内部監査

令和7年度は、令和6年度に行った内部監査の継続となっていた事項の進捗状況や台帳等関係書類の確認をしたほか、新たに「収益計上・未収金管理」、「人事給与関係」、「資金管理」の3項目の監査を行いました。

15. 法人に関する基礎的な情報

(1) 沿革

昭和2年12月	秋田市社会事業の一施設「市立秋田診療所」診療開始
昭和29年6月	市立秋田病院 設置届出
昭和30年3月	結核病棟(病床50床)新築
昭和30年4月	秋田診療所を市立秋田病院へ統合
昭和39年4月	精神病棟完成(70床)
昭和39年6月	救急告示医療機関の指定を受ける
平成13年4月	I C Uの新設
平成15年10月	単独型臨床研修病院の指定を受ける
平成16年1月	地域医療連携室を設置
平成16年4月	医療安全推進室及び診療情報室を設置
平成17年9月	日本医療機能評価機構の認定を受ける
平成18年4月	臨床工学室を新設
平成18年8月	外来化学療法室を新設

平成19年 4月	透析センターを新設
平成20年 3月	ウイルス性肝炎外来を開設
平成20年 7月	肝疾患診療連携拠点病院に指定
平成21年 4月	肝疾患相談センター・がん治療支援診療部・卒後臨床研修センターを新設
平成22年 3月	秋田県がん診療連携推進病院に指定を受ける
平成22年 4月	感染管理室を新設
平成26年 4月	地方独立行政法人市立秋田総合病院の設立 病児・院内保育施設を開設
平成28年10月	認知症疾患医療センター(基幹型)開設
平成30年 8月	災害拠点病院に指定
令和 2年 1月	不整脈外来を開設
令和 4年10月	市立秋田総合病院全面改築完成 低侵襲手術支援ロボット(Da Vinci Xi)を導入 人工関節置換術用支援システム(Makoシステム)を導入 高精度放射線治療装置(Radixact X9)を導入 地域医療連携室を患者サポートセンターに変更 低侵襲がん治療センターを新設
令和 6年11月	新病院グランドオープン(外構・平面駐車場完成)
令和 7年 2月	ナビダイヤルへ移行
令和 7年 4月	紹介受診重点医療機関の承認
令和 7年11月	診療費後払いシステムの導入

(2) 名称

地方独立行政法人市立秋田総合病院

(3) 設置者

秋田市長

(4) 住所等

〒010-0933 秋田県秋田市川元松丘町4番30号

電話番号 : 0570-01-4171(ナビダイヤル)(令和7年2月移行)

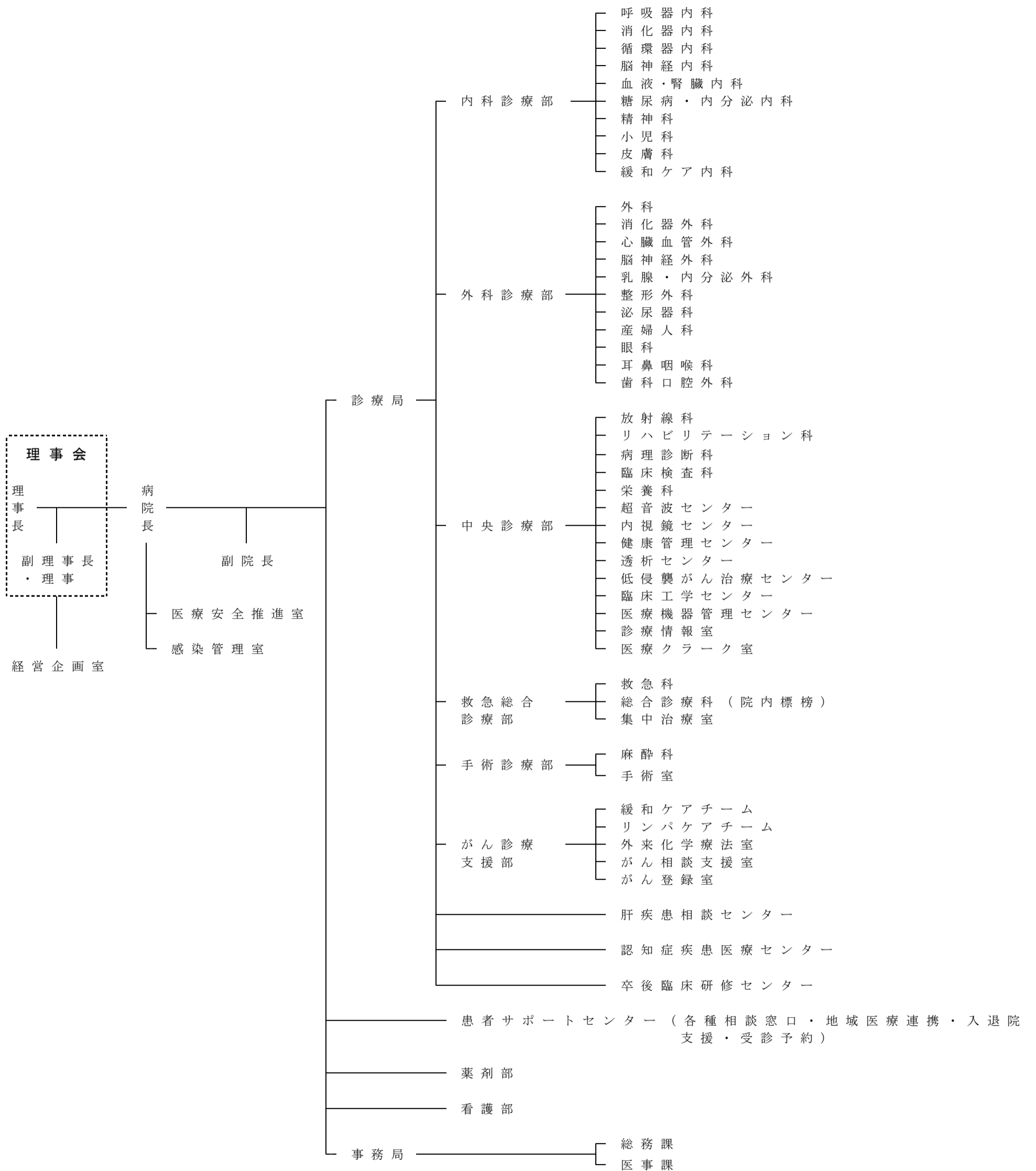
F A X : 018-866-7026

Eメール : ro-homn@akita-city-hospital.jp

(5) 組織機構図

※次ページへ

地方独立行政法人市立秋田総合病院組織機構図（令和7年4月1日）



独立監査人の監査報告書

令和8年6月23日

地方独立行政法人市立秋田総合病院

理事長 安藤 秀明 殿

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 俣 雅 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梁 瀬 亮

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人市立秋田総合病院の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。地方独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、地方独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（第10期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び地方独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、法第35条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第12期事業年度の損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第10期事業年度以降の各事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第9期事業年度以前の会計に関する部分は、監査されていない財務諸表に基づき記載されている。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（第10期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、地方独立行政法人市立秋田総合病院の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

理事長及び監事の責任

理事長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、地方独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の「7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」に含まれる(4)役員等の状況イ会計監査人の名称および報酬に記載されている。

利害関係

地方独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

令和8年6月25日

地方独立行政法人市立秋田総合病院
理事長 安藤 秀明 殿

地方独立行政法人市立秋田総合病院

監事 田中 伸一 

監事 堀井 照重 

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第12期事業年度の業務の執行について監査を実施いたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私ども監事は理事会に出席するほか、理事長等から業務運営の報告と業務処理の状況を聴取するとともに、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。

なお、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

また、理事長及び副理事長と当法人との利益相反取引については、理事長・副理事長から報告を求めるとともに、その有無を調査しました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の監査を行いました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（損失の処理に関する書類を除く。）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に示していると認めます。
- (2) 損失の処理に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 決算報告書は、予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

- (6) 内部統制システムの整備および運用の状況について、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 理事長、副理事長及び理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。なお、理事長・副理事長と法人間の利益相反取引は認められません。
- (8) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制は相当であると認めます。

以上